

## 申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		旅館業の営業の許可
根拠法令及び条項		・旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項
審査基準	法令の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法第3条第2項から第4項及び第6項</li> <li>・旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条及び第2条</li> <li>・旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条</li> <li>・枚方市旅館業法施行条例（平成25年枚方市条例第31号）第8条から第11条まで</li> </ul>
	具体的基準	「法令の基準」に判断基準が言い尽くされている。
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総日数 10日間</li> <li>ただし、次の期間は含まれない。</li> <li>(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間</li> <li>(2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間</li> <li>(3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間</li> <li>(4) 本市の勤務を要しない日の日数</li> </ul>
	特記事項	
備考		